

5. 評価の実施体制

本評価は以下のような役割分担で実施している。

担当各部：指標の達成状況の測定とその結果等を踏まえ、15年度業務の実績に関する自己分析を行う。

国際金融等業務、海外経済協力業務を統括する金融業務部、開発業務部：両業務の統括部門として、担当各部の自己分析を受けて、自己評価を行う。

総務部業務運営評価課：上記の自己評価を受けて、より客観的な観点から評価を行い、評価書を取りまとめる。

(注) 上記の評価の実施体制は、平成14年度年間事業評価の外部有識者委員会において、「現場の自己評価に基づく業務改善の促進」について意見があったことを踏まえ、体制を明確にしたものである。この評価体制を通じ、内部評価の客観性を高めるとともに、現場の自己評価に基づく業務運営の自律的な改善を図っていくこととする。

評価に際しては、評価の客観性を確保するため、外部有識者委員会(1ページ参照)において、内部評価に用いる評価手法及びこれに基づく評価結果の妥当性の検討を行う。